

長野県の最低賃金 10月から 770円に

平成 28 年度都道府県別の最低賃金額が決定し、長野県は **770円**とされました。10月1日から適用されます。

これまで 746円だったところから、24円のアップとかなり大幅な上昇です。

福祉・介護の現場ではあまりないと思いますが、パートの時給が 770円を下回っているような場合、早急に対応が必要です。

また月給制の場合でも、月の給与（時間外手当・通勤手当・家族手当・皆勤手当は除く）を月平均所定労働時間で割った額が 770円を下回らないか、確認をしておいてください。

配偶者控除の見直しを検討

政府は、所得税の「配偶者控除」を見直す方向で検討を始めました。

配偶者控除は、いわゆる「103万円の壁」（年収が 103万円を超えないように勤務時間を調整する）として、女性の就労意欲を削いでいるという議論もあり、廃止も視野に検討されるということです。

代わりに「夫婦控除」を作るといった方向も出ているようですが、今後の動向に注目です。

一方、社会保険（健康保険・厚生年金）の扶養にも動きがあり、これまで年収 130万円未満が扶養の基準とされていたものが、10月から、従業員 501人以上の大企業で働く人は 106万円未満に引き下げられます。

近いうちに中小事業者にも適用される方向ですので、今後、「夫の扶養の範囲で働く」という考え方に大きな変化が起きると思われま

す。パート・アルバイトの職員が多い現場では、そういった動きもしっかり追っていく必要があります。

無期雇用転換制度について教えてください ③

事業所の方とお話する中で、無期雇用転換に関して「これ以上正社員を雇う余裕なんてないから、無期雇用はできないよ」という声をお聞きします。しかしこれ

はまったくの誤解であり、「無期雇用＝正社員」ということではありません。

無期雇用転換制度とは、「これまで期間の定めのある雇用契約だった職員が、期間の定めのない雇用に切り替わる」というふうにお考えください。

そして、切り替えなければならないのは「**期間の定めがあるかどうか**」だけであり、その他の労働条件（賃金、勤務時間、休暇、福利厚生等）については変更する必要はありません。国の通知でも「**無期労働契約の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります**」と明記されています。

もちろん、事業所の判断で「別段の定め」、つまり無期雇用者用の労働条件を定めることも可能です。（当然ながら、職務内容が変わらないのに労働条件を下げるようなことはしてはいけません）

ただ、たとえば「無期雇用者は 8 時間フルタイム勤務、残業・休日出勤・異動あり」などと高い条件を設定すると、無期転換を希望する人が限定され、法の趣旨からみてどうなのか、という問題も生じます。まずは期間の定めだけ撤廃する、という考え方を基本にすべきだと思います。次回へ続きます

セミナー2016 Part2 開催しました！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー 2016 Part2」が無事に終了いたしました。

今回は、「人材確保～採用戦略と面接」、「多様な働き方」をテーマにしましたが、少し理念的な内容になってしまったのではと、反省点もありました。できる限り具体的に実行性のある内容にしていきたいと思っておりますので、引き続きのご参加、よろしくお願いいたします。

Part3は11月～12月の開催を予定しています。

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net